

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年4月は18万円、同年5月は17万円、同年6月は16万円、同年7月は17万円、同年8月は16万円、同年9月及び同年10月は17万円、同年11月及び同年12月は18万円、12年1月は17万円、同年2月から同年6月までは18万円、13年4月から同年6月までは24万円、同年7月は22万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は22万円、同年12月は24万円、14年1月及び同年2月は22万円、同年3月から同年5月までは24万円、同年6月は22万円、同年7月は20万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、15年1月は22万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月から同年7月までは24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月から同年12月までは26万円、16年1月及び同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、17年2月は22万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月から同年7月までは24万円、同年8月から同年10月までは22万円、同年11月は24万円、同年12月は28万円、18年1月及び同年2月は24万円、同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、19年1月から同年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月は22万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は28万円、20年1月は24万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年11月は28万円、同年12月は26万円、21年1月は24万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②から⑩までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は5万円、申立期間③は18万円、申立期間④は5万円、申立期間⑤は20万円、申立期間⑥は8万円、申立期間⑦は10万円、申立期間⑧は22万円、申

立期間⑨は 10 万円、申立期間⑩は 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 4 月から 21 年 8 月まで
② 平成 16 年 8 月 10 日
③ 平成 16 年 12 月 22 日
④ 平成 17 年 8 月 5 日
⑤ 平成 17 年 12 月 20 日
⑥ 平成 18 年 8 月 10 日
⑦ 平成 19 年 8 月 9 日
⑧ 平成 19 年 12 月 21 日
⑨ 平成 20 年 8 月 8 日
⑩ 平成 20 年 12 月 17 日

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間①の標準報酬月額が低額になっているので、実際に支給された給与額に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②から⑩までについて、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成 11 年 4 月から 12 年 6 月までの期間、13 年 4 月から 16 年 12 月までの期間及び 17 年 2 月から 21 年 8 月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において 16 万円から 30 万円までの標準報酬月額に見合う給与を支給され、18 万円から 30 万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと

認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、i) 給与支給明細書において確認できる総支給額から、平成11年5月は17万円、同年6月は16万円、同年7月は17万円、同年8月は16万円、同年9月、同年10月及び12年1月は17万円、13年7月は22万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月、14年1月、同年2月及び同年6月は22万円、同年7月は20万円、同年8月、同年10月、15年1月及び同年4月は22万円、同年5月から同年7月までは24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月から同年12月までは26万円、16年1月及び同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、17年2月は22万円、同年3月は28万円、同年5月から同年7月までは24万円、同年8月から同年10月までは22万円、同年11月は24万円、同年12月は28万円、18年1月及び同年2月は24万円、同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月は26万円、19年1月から同年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月は22万円、同年10月及び20年1月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年12月は26万円、21年1月は24万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月から同年8月までは24万円とし、ii) 給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、11年12月及び12年2月から同年6月までの期間は18万円、13年4月、同年12月、14年3月、同年4月、同年12月、15年2月及び同年3月は24万円、19年12月及び21年2月は28万円とし、iii) 給与支給明細書において確認できる総支給額及び保険料控除額から(当該総支給額と保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は同額)、11年4月及び同年11月は18万円、13年5月、同年6月、14年5月、同年9月及び同年11月は24万円、17年4月は30万円、18年12月、19年11月、20年2月、同年3月、同年6月及び同年11月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「当時の社会保険に係る資料は手元に無いので不明である。」と回答しているものの、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料

控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成12年7月から13年3月までの期間及び17年1月については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②から⑩までについて、申立人から提出された給与支給明細書により、当該期間において、5万円から22万円までの標準賞与額に見合う賞与額を支給され、9万8,000円から35万1,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、給与支給明細書の総支給額から、申立期間②は5万円、申立期間③は18万円、申立期間④は5万円、申立期間⑤は20万円、申立期間⑥は8万円、申立期間⑦は10万円、申立期間⑧は22万円、申立期間⑨は10万円、申立期間⑩は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑩までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおりA社は、「当時の社会保険に係る資料は手元に無いので不明である。」と回答しているものの、申立人と同様に同僚一人についても、自らが所持する申立期間②、③、⑤、⑥、⑦、⑨及び⑩の期間に係る給与支給明細書により、当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の事実が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が確認できず、社会保険事務所が申立人を含む当該二人について、いずれも届出に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対し申立期間②から⑩までの期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成18年6月は17万円、同年7月は15万円、同年8月及び同年9月は17万円、同年10月は16万円、同年11月及び同年12月は17万円、19年1月は14万2,000円、同年2月は16万円、同年3月は17万円、同年4月は16万円、同年5月及び同年6月は17万円、同年7月は15万円、同年8月は16万円、同年9月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月から19年9月まで
申立期間の標準報酬月額が、給与明細書において確認できる給与支給額よりも低い額で記録されている。
申立期間について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成18年6月から19年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立期間のうち、平成19年6月については、申立人は、給与明細書

等の給与額及び保険料控除額を確認できる資料を所持していないものの、当該期間とその前後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、当該期間についても、前後の期間の給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額から、平成18年6月は17万円、同年7月は15万円、同年8月及び同年9月は17万円、同年10月は16万円、同年11月及び同年12月は17万円、19年1月は14万2,000円、同年2月は16万円、同年3月は17万円、同年4月は16万円、同年5月及び同年6月は17万円、同年7月は15万円、同年8月は16万円、同年9月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認等できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認等できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を106万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月17日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年1回分賞与一覧表（賃金台帳）により、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、106万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事

務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を106万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月17日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年1回分賞与一覧表（賃金台帳）により、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、106万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事

務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

A社B工場で入社時から継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立期間について、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和37年8月26日に被保険者資格を取得した後、同社B工場が43年2月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となる前日の同年1月31日に被保険者資格を喪失し、同年2月1日に同社同工場において被保険者資格を取得しており、同年1月の同社における被保険者記録が無いところ、同社は、「当社が保有する退職者名簿から申立人は申立期間も当社B工場に継続して勤務しており、月末に被保険者資格を喪失した昭和43年1月についても継続して厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年12月の記録から、1万8,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

A社B工場で入社時から継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立期間について、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和37年8月26日に被保険者資格を取得した後、同社B工場が43年2月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となる前日の同年1月31日に被保険者資格を喪失し、同年2月1日に同社同工場において被保険者資格を取得しており、同年1月の同社における被保険者記録が無いところ、同社は、「当社が保有する退職者名簿から申立人は申立期間も当社B工場に継続して勤務しており、月末に被保険者資格を喪失した昭和43年1月についても継続して厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年12月の記録から、2万8,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

A社B工場で入社時から継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立期間について、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和37年8月26日に被保険者資格を取得した後、同社B工場が43年2月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となる前日の同年1月31日に被保険者資格を喪失し、同年2月1日に同社同工場において被保険者資格を取得しており、同年1月の同社における被保険者記録が無いところ、同社は、「当社が保有する退職者名簿から申立人は申立期間も当社B工場に継続して勤務しており、月末に被保険者資格を喪失した昭和43年1月についても継続して厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年10月の記録から、3万6,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月31日から同年6月1日まで

A社から関連会社のB社に異動した際の申立期間について、1か月の空白期間が有ることに納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書、雇用保険の記録及びA社の回答により、申立人がA社及びその関連会社のB社（事業主及び所在地はA社と同じ。）に継続して勤務し（昭和56年6月1日に同事業所からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における給料明細書で確認できる保険料控除額及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和56年4月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立人と同時期に異動したと考えられる同僚3人のオンライン記録は、いずれも申立人と同日にA社で資格喪失、B社で資格取得し、申立期間の被保険者記録が欠落しており、社会保険事務所（当時）が、当該4人全ての記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が申立人のA

社における資格喪失日を昭和 56 年 5 月 31 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から8年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から8年7月まで

私は、申立期間当時、実家を離れて会社に勤めていたが、住民票は移していない。市役所に行ったのは、年金手帳が退職時に渡されたものと併せて2冊になった時であり、申立期間当時、国民年金の資格喪失手続は行っていない。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、母親は私の保険料を学生時代から引き続き納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は、申立人の保険料を自身及び夫と共に毎月同じ金融機関の口座から振替で納付していたとするものの、申立期間の保険料納付状況（金融機関名等）の記憶は明確ではないことから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、実家に戻った際に年金手帳が2冊となったことから、市役所に手続に行ったとしているところ、申立期間直後の平成8年8月から同年10月までの保険料については、両親は、毎月納付（同年8月30日、同年9月30日及び同年10月31日）とされているのに対し、申立人は、同年10月22日に一括納付されていることが確認できることから、A市は、申立人が持参した年金手帳に基づいて事務処理を行い、保険料の納付書を発行したものとみられ、申立人の保険料が申立期間から引き続いて納付されていたと推認し難い。

さらに、申立人のA市の国民年金に係る記録（電子データ）によると、資格得喪記録欄には「H5. 4. 1 2号該当」及び「強制 H8. 8. 18 2号から」とされており、納付記録の各月状況欄には申立期間前後の期間について

は、「A：定額」（納付済み）とされ、申立期間については、「（空白）」（国民年金の無資格期間）とされていることが確認でき、申立期間の保険料が納付されていた形跡はみられない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から62年12月まで

私たち夫婦は、昭和60年7月から国民年金保険料を納付していなかった。その間にA市役所から保険料納付の督促があったことを記憶している。その後、63年頃、自宅に同市役所の職員3名が来訪した際、顔見知りであった職員に夫がそれまで滞納していた夫婦二人分の保険料をまとめて40万円ぐらいを納付した。その時に受け取った領収書は紛失し、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年7月から国民年金保険料を納付しておらず、その間にA市役所から保険料納付の督促があったことを記憶しており、その後、63年頃、自宅に同市役所の職員3名が来訪した際、顔見知りであった職員に夫が申立期間の保険料を夫婦二人分で40万円ぐらいをまとめて納付したとしているところ、申立期間の保険料の具体的な納付時期については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は明確ではない。

また、前述のとおり、申立人は、昭和63年頃、自宅にA市役所の職員が来訪した際、顔見知りであった職員に夫が申立期間の保険料を夫婦二人分で40万円ぐらいをまとめて納付したとしている。しかしながら、i) 同市では、同年頃に自宅を訪問した際に、国民年金保険料を徴収したとする元職員は当時、市民課保険係に在籍しており、国民健康保険料は取り扱っていたが、国民年金保険料は取り扱っておらず、平成元年度から3年度までは市民課年金医療係で国民年金を担当し勤務していたとしていることから、申立人の主張とは相違す

ること、ii) 元職員に聴取するも申立期間の国民年金保険料を徴収していたことをうかがわせる証言は得られなかったこと、iii) 前述のとおり、元職員は、平成元年4月から市民課年金医療係に在籍して、国民年金を担当していたことから、同年4月を基準とすると、申立期間のうち、昭和60年7月から61年12月までの国民年金保険料は時効により納付することはできず、申立期間のうち、62年1月から同年12月までの国民年金保険料は過年度納付することは可能であったが、同市では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしている上、オンライン記録及び同市の納付記録のいずれも、申立期間は未納とされており、これらの記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられないことから、夫が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたこと示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から63年3月まで

A町に婚姻(平成2年5月)届を提出後、役所の方が自宅に来て、私の国民年金保険料が5年ほど未納とされていることを知らされ、今ならその期間の保険料は全部納付できると言われたので、夫が後日手元にあったお金で40万から50万円ぐらいを一括納付した。納付場所及び納付時期は覚えていないが、遡って納付したのは5年ほどなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする夫は、A町に婚姻(平成2年5月)届を提出後、役所の職員が自宅に来訪した際、今なら5年ほど未納とされている期間の保険料は全部納付できると言われたので、後日40万から50万円ぐらいを一括納付したとしているところ、i) 申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付方法については覚えていないとしていること、ii) 保険料納付を行ったとする時期は特例納付実施期間ではなく、制度上、保険料は納付期限から2年を経過すると時効となり、それ以降は納付できなくなること、iii) 申立期間当時、同町では、自宅を訪問して保険料の納付勧奨等を行っていないとしていることから、夫の申立人に係る保険料納付状況の記憶は明確ではない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の加入被保険者の資格取得状況等から、昭和63年5月頃にB市C区で国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って20歳到達時である60年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。夫は、婚姻後に申立人の保

険料を5年ほど遡って一括納付したとしているところ、公簿によると、申立人は、平成2年5月3日に同市からA町に転居しており、婚姻日は同年5月*日とされていることが確認できる。このため、この婚姻時期を基準とすると、申立期間の保険料は既に時効となり納付することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の婚姻後の納付状況は、平成2年6月の保険料は同年6月18日、同年7月の保険料は同年7月16日、同年4月及び同年5月の保険料は同年7月17日、同年8月以降の保険料は夫の納付日と同日に納付されているほか、前述の婚姻時期を基準とすると、過年度納付することが可能であった昭和63年4月から平成2年3月までの保険料が同年7月16日に納付されていることが確認できることから、夫が婚姻後、遡って一括納付したと記憶する申立人の保険料は当該期間の保険料だった可能性も否定できない。

加えて、A町の国民年金被保険者記録兼届書においても、オンライン記録と同様に、保険料が納付済みとされている期間は昭和63年4月以降であり、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から61年3月まで

私は、具体的な時期は覚えていないが、昭和60年5月に会社を退職した後、A社会保険事務所（当時）で国民年金加入手続を行った。国民年金保険料は、送付された納付書により同社会保険事務所の窓口で納付した。61年9月に婚姻し、第3号被保険者となるまでに納付書が2回送付されてきて、1回目は約9万円、2回目は約7万円を納付したと思う。送付された納付書で全て納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年5月に会社を退職した後、A社会保険事務所で国民年金加入手続を行ったとしているものの、具体的な加入手続時期は覚えていないとしている上、申立期間当時、社会保険事務所（当時）では国民年金加入手続は行っておらず、制度上、加入手続は、住民票のある市町村で行うこととされていることから、申立人の申立期間に係る加入手続時の状況の記憶は明確ではない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年1月29日にB市C区に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の氏名欄を見ると、同年3月13日に同区で婚姻後の氏名に変更されていることが確認できることから、この氏名変更が行われた頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その際に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した60年5月11日に遡って強制加入被保険者資格を取得したものとみられる上、62年4月27日に61年7月30日の第3号被保険者種別変更に係る事務処理が行われていることから、当該事務処理は加入

手続と同時に行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間を含む60年5月から61年6月までの国民年金保険料を納付することが可能であった。しかしながら、申立人は、国民年金加入手続後、第3号被保険者となるまでに納付書が2回送付されてきたので、1回目は約9万円、2回目は約7万円を納付したと思うとしていることから、加入手続後に申立期間を含む60年5月から61年6月までの保険料として約16万円を納付したとする主張と思われるものの、実際の保険料額は9万5,440円となり、申立人が納付したとする保険料額とは相違するほか、申立人は納付時期については覚えていないとしていることから、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録、B市及び申立人が申立期間当時に居住していたD市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から62年12月まで

私たち夫婦は、昭和60年7月から国民年金保険料を納付していなかった。その間にA市役所から保険料納付の督促があったことを記憶している。その後、63年頃、自宅に同市役所の職員3名が来訪した際、顔見知りであった職員に私がそれまで滞納していた夫婦二人分の保険料をまとめて40万円ぐらいを納付した。その時に受け取った領収書は紛失し、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年7月から国民年金保険料を納付しておらず、その間にA市役所から保険料納付の督促があったことを記憶しており、その後、63年頃、自宅に同市役所の職員3名が来訪した際、顔見知りであった職員に申立期間の保険料を夫婦二人分で40万円ぐらいをまとめて納付したとしているところ、申立期間の保険料の具体的な納付時期については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は明確ではない。

また、前述のとおり、申立人は、昭和63年頃、自宅にA市役所の職員が来訪した際、顔見知りであった職員に申立期間の保険料を夫婦二人分で40万円ぐらいをまとめて納付したとしている。しかしながら、i) 同市では、同年頃に自宅を訪問した際に、国民年金保険料を徴収したとする元職員は当時、市民課保険係に在籍しており、国民健康保険料は取り扱っていたが、国民年金保険料は取り扱っておらず、平成元年度から3年度までは市民課年金医療係で国民年金を担当し勤務していたとしていることから、申立人の主張とは相違するこ

と、ii) 元職員に聴取するも申立期間の国民年金保険料を徴収していたことをうかがわせる証言は得られなかったこと、iii) 前述のとおり、元職員は、平成元年4月から市民課年金医療係に在籍して、国民年金を担当していたとすることから、同年4月を基準とすると、申立期間のうち、昭和60年7月から61年12月までの国民年金保険料は時効により納付することはできず、申立期間のうち、62年1月から同年12月までの国民年金保険料は過年度納付することは可能であったが、同市では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしている上、オンライン記録及び同市の納付記録のいずれも、申立期間は未納とされており、これらの記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられないことから、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたこと示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月から 8 年 2 月まで

申立期間について、私が保管している給料支払明細書の給与額と A 社における標準報酬月額とが相違しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 7 年 6 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月及び 8 年 1 月については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額（26 万円）を超える標準報酬月額（53 万円）に見合う報酬額が支給されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立期間のうち、平成 7 年 6 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月及び同年 12 月については、申立人の提出した給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、資格取得時の平成 7 年 5 月については、申立人の当該期間に係る給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、平成 7 年 10 月、8 年 1 月及び同年 2 月については、申立人が主張

する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料支払明細書等はないものの、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と、i) 7年10月及び8年1月については、その前後の期間、ii) 同年2月については、その直前の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから判断して、当該期間においても、申立人が給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している可能性が高いものと考えられる。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も他界しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間については、人事異動に伴い、A社のB店からC店に移ることとなったが、その理由が昇進発令であったことに加え、この時期に給与減額等は無かったはずなので、当該期間に係る標準報酬月額が 32 万円から 24 万円に減少しているという要因があり得ない。

申立期間の標準報酬月額について、B店における資格喪失時の標準報酬月額 32 万円と同額であったと申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る厚生年金保険被保険者台帳の写しによると、申立期間に係る標準報酬月額は 32 万円と記録されていることが確認できる。

しかし、A社によると、「申立期間当時、社会保険関係の届出書は複写式であった。」としているところ、オンライン記録における申立人の申立期間に係る標準報酬月額（24 万円）は、D企業年金基金における当該期間の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

また、A社は、「賃金台帳等、厚生年金保険料の控除額が確認できる資料が残っていないため当時の状況は不明であるが、転勤時において、時間外手当等変動的なものについては考慮せず届出を行っていた支店・部署も見受けられる。」旨回答しているところ、申立人と同様に、昭和 53 年に同社C店に異動となった同僚 5 人のオンライン記録によると、そのうち 4 人については、異動直前の標準報酬月額よりも低い額で記録されていることが確認できる。

さらに、申立人に係るA社C店の厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月頃から30年4月頃まで
申立期間にA社に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
A社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料が無いため、厚生年金保険のことについては不明である。」と回答している上、当時の同社の事業主は、既に死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社の複数の同僚が、「A社に入社した日と、厚生年金保険被保険者資格の取得日は相違している。入社後すぐには厚生年金保険に加入していない。」旨証言している上、別の同僚は「申立人の兄（申立人と同じ部門を担当。既に死亡）は、昭和28年10月以前から同社に勤務していたと思う。」と証言しているところ、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該申立人の兄は、同社において29年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から同年 4 月 7 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の記録が保険給付に反映されていない。既に、同社が年金事務所に訂正の届出を行ったが、保険料納付の時効により、年金額の計算の基礎となっていないので、保険給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

一方、A社は、平成 21 年 4 月 20 日付けで、申立期間の同社に係る被保険者資格取得・喪失の届出を行っていることが確認できるものの、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされている。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が申立人から厚生年金保険料を源泉控除していた事実がある場合であるとされているところ、事業主は、「申立人は、入社後すぐ辞めたので、アルバイト扱いで、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 29 日から 35 年 1 月 25 日まで
② 昭和 35 年 1 月 25 日から同年 12 月 20 日まで

脱退手当金を受け取った記憶が無いので、支給記録を取り消し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 4 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。